

第21回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成31年2月26日（火） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第42号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第43号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについて |
| 日程第5 | 議第150号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第151号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第152号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第153号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第154号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第155号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第156号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第12 | 議第157号 | 農用地利用配分計画（案）の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

森山 護

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：林義一、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、林務課長：高井和之、書記：木戸脇良昭、尾形博司、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第21回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、11番森山議員より欠席の報告を受けています。</p> <p>なお、本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>今年は、雪がほとんど降らず、これが異常気象の始まりかと少し心配しています。</p> <p>高山地区のほうれん草農家の多くが既にハウスビニールを張っており、その状況から今年の暖かさを感じます。</p> <p>また、今日の新聞市況で、東京大田市場の15kgの白菜が216円と出ていました。自分は過去、400円までは記憶にありますが、このような安値は初めて見ました。これは暖冬により鍋物の需要が少ないための現象ではないかと自分なりに感じています。</p> <p>本日も議題が多くありますがどうか宜しく願います。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p>

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 8番 小坂委員と9番 黒木委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日としたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第42号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地主事 今回は54法人のうち3法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、3件について報告いたします。

議長 報告のとおり確認しました

続きまして、日程第4 報第43号 農地法の規定に基づく許可
処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇書記 今回は、1件の報告です。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
(その他の説明)

		<p>当案件について、後の3条で再申請がありますので改めて説明いたします。</p> <p>以上 1件の報告いたします。</p>
議	長	<p>報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議第150号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸書	脇記	<p>本日は、11件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由を説明)</p> <p>以上、11件 田畑20筆 合計19,655㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第6 議第151号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸書	脇記	<p>今回は、5件の上程です。</p> <p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判</p>

断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

(その他の説明)

2番・4番・5番については、面積規模及び転用目的から高山市まちづくり条例の手続きが必要となります。

以上、5件、田畑9筆で計3,080㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7議第152号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 本日は10件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準を照合し内容等確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

2番・9番については、面積規模及び転用目的から高山市まちづくり条例の手続きが必要となります。

以上10件田畑14筆5,604.27㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上
使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当と
して意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第153号 農地転用許可後の事業計
画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたしま
す。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は、1件の上程です。
書 記 (下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意
見を付する件については許可相当として意見を付することに決定
いたします。

続きまして、日程第9 議第154号 現況農地でないものの証
明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は2件の上程です。
書 記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな
い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年
以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明
等です。

(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写

		し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明) 以上2件、ご審議をお願いします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第10 議第155号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。 委員案件について、事務局の説明を願います。
尾形書記		本日は15件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております (1番については所有権移転であり、スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し説明。また、認定農業者、経営内容、受け手の作付け予定作目、売買の旨を説明) 以上、畑1筆 2,822㎡についてご審議をお願いいたします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番について承認といたします。 1番の関係委員の議事参与制限を解きます。 続きまして2番以降の説明を願います。
尾形書記		(2番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明) (その他の説明)

14 番 15 番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、
現地写真を写し説明
以上、田畑 3 4 筆 39,563 m²についてご審議をお願いし
ます。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、
承認といたします。

続きまして、日程第 11 議第 156 号 農用地利用集積計画
(農地中間管理事業) の決定について を議題とします。

1 番・2 番は委員案件であります。該当委員は議事参与できません
のでお願いします。

委員案件について、事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は 12 件についての上程です。

1 番・2 番案件について、農地中間管理機構である借人は、貸付
候補農用地等リストに基づき、田 6 筆 6,570.5 m²について、新規
10 年の使用貸借及び賃貸借権を設定するものです。

以上、2 件のご審議をお願いいたします

議 長 ただいまの説明に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、1 番 2 番については承認といたします。
関係委員の議事参与制限を解きます。
続きまして 3 番以降の説明を願います。

尾形書記 農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づ
き、田 畑 31 筆 46,281 m²について、新規 10 年の使用貸借及び賃
貸借権を設定するものです。

以上、10 件のご審議をお願いいたします。

- 議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。
- 続きまして、日程第12 議第157号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
- 1番から6番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。
- 委員案件について、事務局の説明を願います。
- 尾形書記 本日は37件の上程です。
(1番から6番の受人が認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・使用貸借の別・存続期間を説明)
 以上、ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしと認め、1番から6番については承認といたします。
 関係委員の議事参与制限を解きます。
 続きまして7番以降の説明を願います。
- 尾形書記 (受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・使用貸借の別・存続期間を説明)
 以上、ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいまの説明に対し、ご意見等ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第21回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

小坂 治重 委員

黒木 甚右工門 委員
